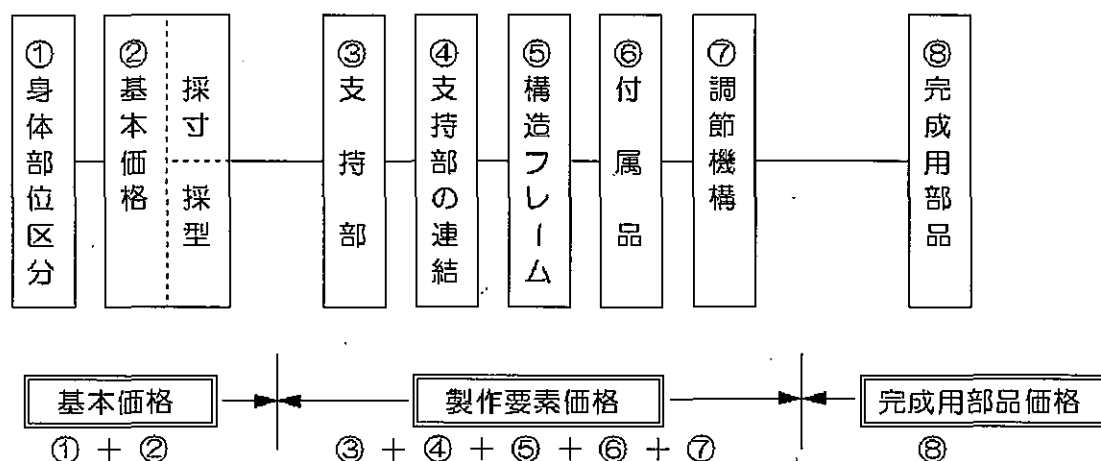


部品の価格を合算した額の 100 分の 103 に相当する額を上限とすること。（図－47 参照）

なお、座位保持装置は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100 分の 103 に相当」の趣旨は、座位保持装置を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

図－47 座位保持装置の価格体系



(3) 基本価格

- a 座位保持装置の基本価格は、身体支持を必要とする身体部位を「イの身体部位区分」から選択し、部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を「ウの基本価格」から選択して組み合わせること。ただし、下腿・足部の基本価格は採寸のみとし、採型をした場合であっても採寸の価格の範囲内で対応すること。
- b 身体部位区分は、装置を製作するために必要とする最小限の区分を選択すること。
- c 採寸とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(イ)採寸、(エ)設計図の作成」が行われるものであること。
- d 採型とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(ウ)採型、(エ)設計図の作成、(オ)陽性モデルの製作・修正」が行われるものであること。
- e 採型器による採型の後、その三次元形状をデジタルデータ化して製作する場合は、採型として取り扱うこと。
- f 上肢及び下腿・足部は、右側又は左側一方を片側とすること

図-48 座位保持装置の採寸・採型に係る身体部位区分

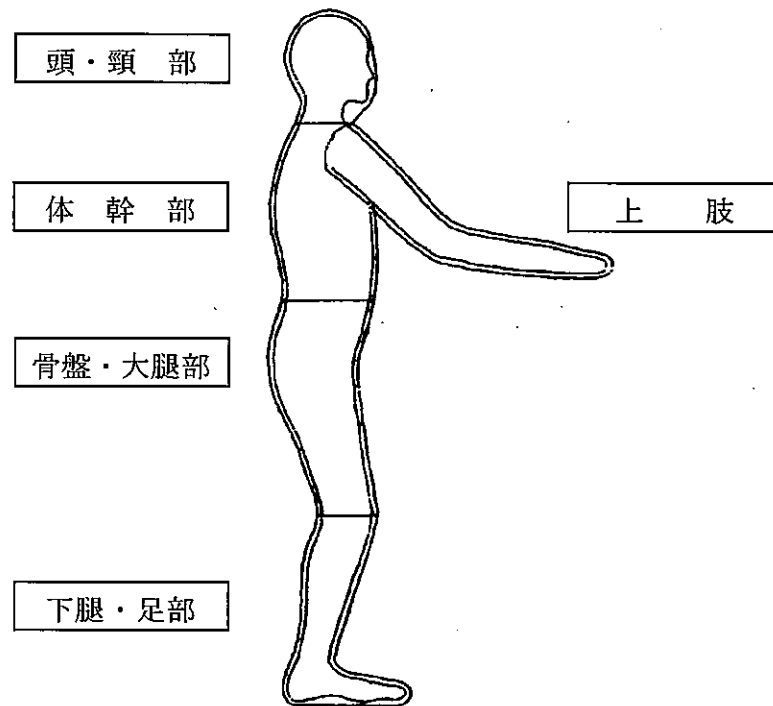
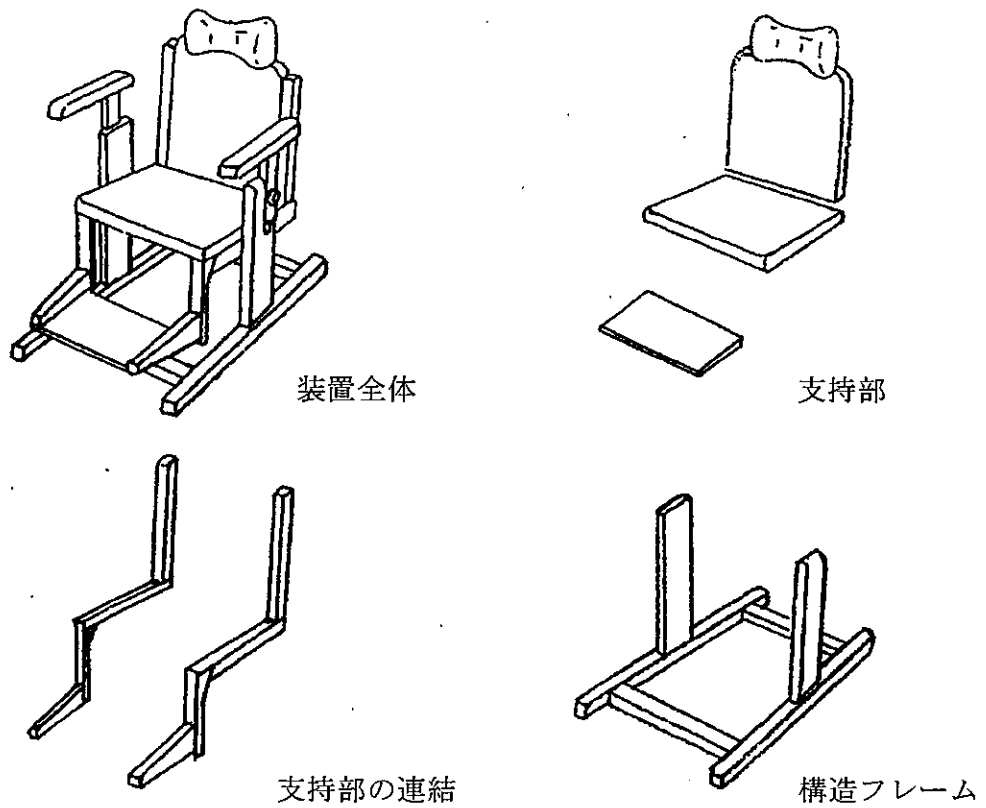


図-49 座位保持装置の構成概念図



(4) 製作要素価格

a 支持部

(a) 共通事項

- i 座位保持装置の支持部は、身体部位区分で選択した身体部位に該当する支持部を組み合わせること。
- ii 支持部カバー（表面の張り地）の価格は含まないものとする。
- iii 完成用部品の支持部を用いる場合は、当該完成用部品が及ぶ部位の製作要素価格の支持部を加算することができないこと。

(b) 平面形状型

平面形状型とは、採寸で製作されるもので、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせ、姿勢を保持する機能を有するものであること。（図-50 参照）

なお、(エ)付属品の体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品等を内蔵して一体型として製作する場合は、その価格を加算することができること。

(c) モールド型

- i モールド型の支持部とは、採型で製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせ、姿勢を保持する機能を有するものであること。（図-51 参照）

なお、付属品のうち体幹保持部品（胸パッド及び胸受けロールを除く。）及び骨盤保持部品を組み合わせることはできないこと。

- ii 採寸でモールド型を製作する場合は、モールド型の価格の 80% に相当する額とすること。

図-50 平面形状型の例

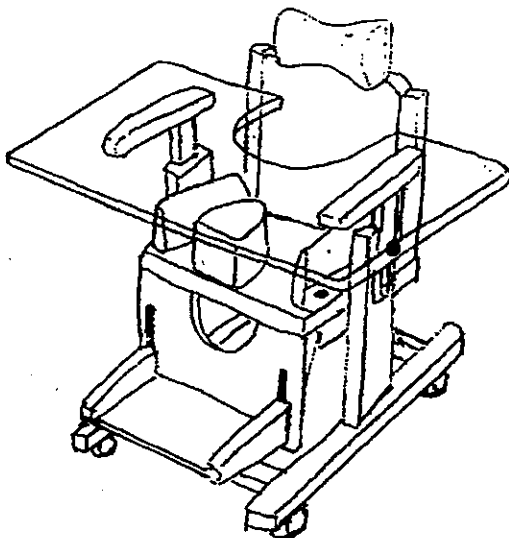
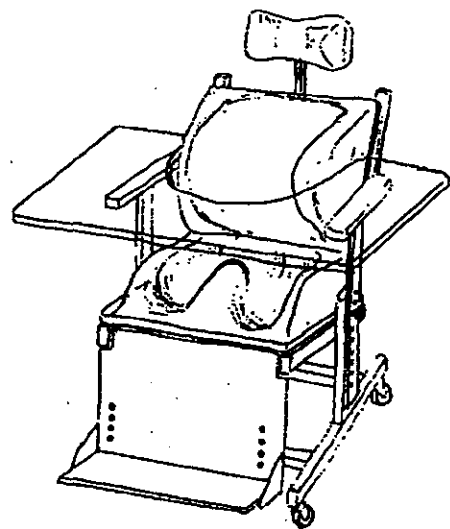


図-51 モールド型の例



(d) シート張り調節型

シート張り調節型とは、支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって身体形状や変形に対応し、姿勢を保持できる機能を有するものであること。

(e) フレックス構造

フレックス構造とは、身体支持部が二つ以上に分割され、それらの間が柔軟性のある部材で連結され、可動する構造を有するものであること。

b 支持部の連結

(a) 共通事項

- i 支持部の連結とは、各支持部を一定の位置関係に保つため、構造フレームと独立した部材で各々を連結するものであること。
- ii 完成用部品の各種継手を使用する場合は、各支持部の連結の価格を加算することができないこと。
- iii 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造であること。
- iv 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、可動軸を有するものであること。
- v フレックス構造により連結を行った支持部について、さらに固定又は遊動の価格を加算することはできないこと。
- vi 殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の購入基準に準じて取り扱うこと。

(b) 角度調整用部品

- i 支持部の連結・遊動と組み合わせて無段階に角度可変調節を行うために使用されるものであること。
- ii 使用者の身体状況（体重を含む。）を参考に、安全性と耐久性を考慮して必要な本数分を加算することができること。

(c) その他

- i 体幹支持部と骨盤・大腿支持部間の角度可変機構（いわゆるリクライニング）は、「腰部・遊動×（必要数）」＋「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（図－52 参照）
- ii 骨盤・大腿支持部と下腿支持部間の角度可変機構（いわゆるエレベーター）は、「膝部・遊動×（必要数）」＋「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（図－53 参照）

図－52 リクライニングの概念図

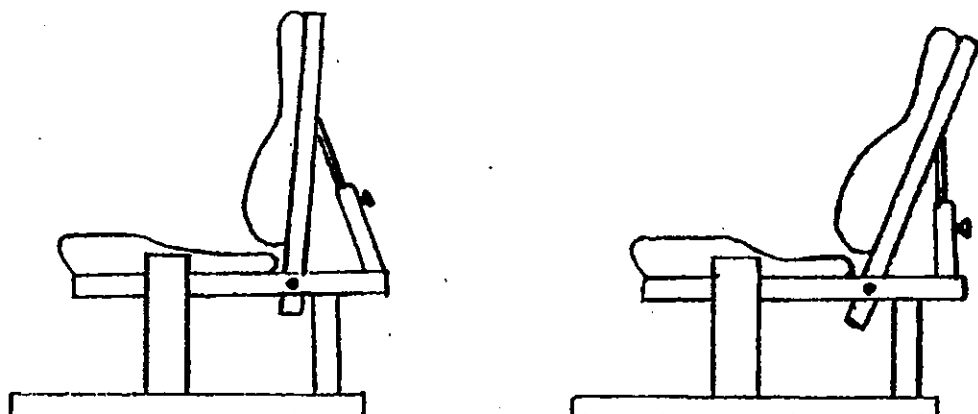
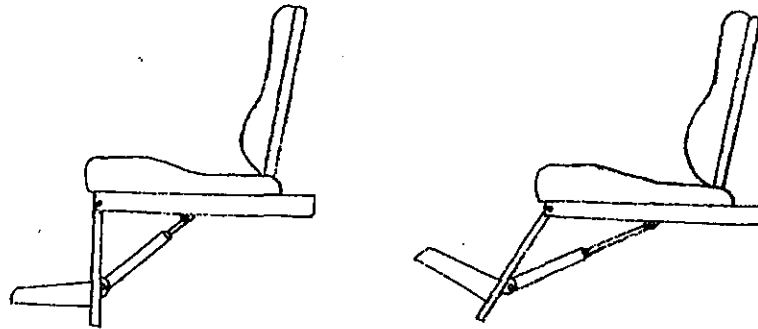


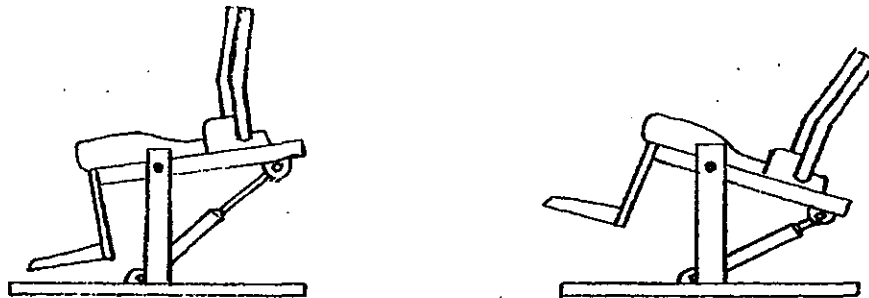
図-53 エレベータティングの概念図



c 構造フレーム

- (a) 構造フレームとは、支持部を装置の使用目的に合わせた高さや角度に保持するためのもので、これを「支持部」及び「支持部の連結」と組み合わせることで装置本体の形が決定されるものであること。
- (b) ティルト機構とは、体幹支持部と骨盤・大腿支持部が一定の角度を維持した状態で支持部全体を傾ける機構であること。 (図-54 参照)

図-54 ティルト機構の概念図



- (c) ティルト機構を有する装置の「支持部の連結」、「構造フレーム」の取扱いは、「腰部・固定×(必要数)」+「構造フレーム」+「ティルト機構加算」+「角度調整用部品×(必要数)」で取り扱うこと。
- (d) 車いす及び電動車いすとしての機能を付加する場合は、車いす及び電動車いす購入基準（普通型、リクライニング式普通型、ティルト式普通型、リクライニング・ティルト式普通型、手押し型、リクライニング式手押し型、ティルト式手押し型又はリクライニング・ティルト式手押し型）の価格を基本価格とし、構造フレームの基本価格を合算できないこと。
- (e) 座位保持装置として製作する部分が、車いすに備わっているため重複することとなる部分（座布、背当シート、肘当て、レッグレスト、フットレスト等）については、車いす修理基準の各部位の交換価格の95%を控除すること。ただし、リクライニング機構に限り車いす側の機構を優先することとし、座位保持装置側のリクライニング機構の製作加算は行わないこと。

- (f) 車いすフレームに支持部を直接取りつける場合は、支持部の連結の価格を加算することができないこと。
- (g) 完成用部品を使用する場合は、構造フレームの基本価格を合算することができないこと。

d 付属品

(a) 共通事項

- i 価格は、一単位（個・本）の額とすること。
- ii 取り付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。

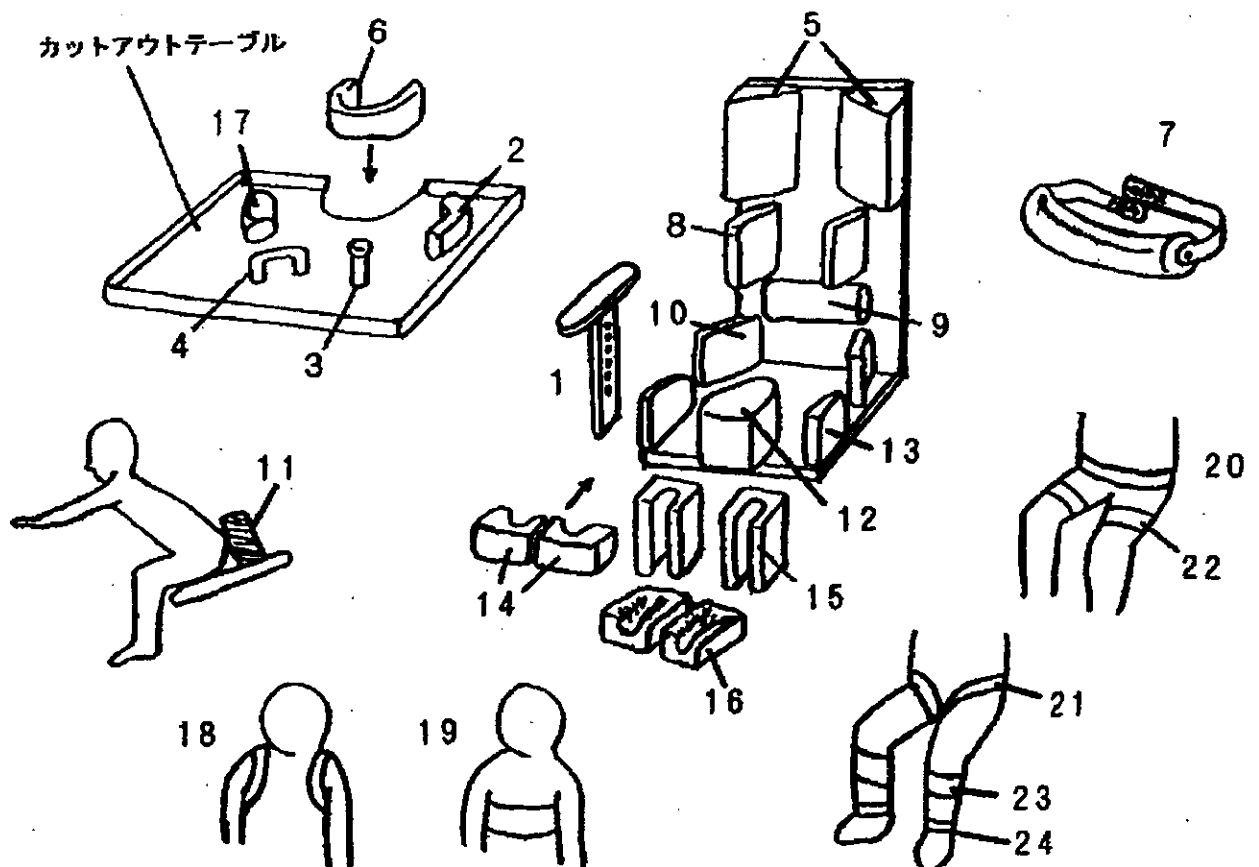
(b) カットアウトテーブル

- i カットアウトテーブルは、机上作業を行う場合に用いるとともに、そのカット部において体幹の安定や上肢の保持を図るものであること。
- ii 表面クッション張りは、緊張や不随意運動などによる頭部、上肢への保護を目的とするものであること。

(c) 上肢保持部品、体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品、ベルト部品については、次表に示すそれぞれの機能を果たすものであること。

なお、その形状が例示以外のものであっても、当該機能を果たすものであれば、取り扱うことができること。

図-55 付属品の例



名 称	種 類	機 能
上肢保持部品	1 アームレスト	上肢の支持
	2 肘パッド	肩甲帯のトラクション抑制、不随意運動の抑制
	3 縦型グリップ	手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持
	4 横型グリップ	同 上
体幹保持部品	5 肩パッド	肩の挙上防止、肩甲帯のトラクション抑制
	6 胸パッド	体幹の前傾防止
	7 胸受けロール	同 上
	8 体幹パッド	体幹の横ずれ防止
	9 腰部パッド	腰椎の支持
骨盤保持部品	10 骨盤パッド	骨盤の固定
	11 臀部パッド	臀部の後ろずれ防止
下肢保持部品	12 内転防止パッド	股関節の内転防止
	13 外転防止パッド	股関節の外転防止
	14 膝パッド	前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定
	15 下腿保持パッド	下腿の交差防止
	16 足部保持パッド	足部の保持
ベルト部品	腕ベルト	手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持
	17 手首ベルト	同 上
	18 肩ベルト	体幹の正中保持、前傾防止
	19 胸ベルト	体幹の前傾防止
	20 骨盤ベルト	骨盤の保持
	21 股ベルト	骨盤の前ずれ防止
	22 大腿ベルト	大腿部の保持
	膝ベルト	前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定
	23 下腿ベルト	下腿部の保持
	24 足首ベルト	膝の伸展防止、足の横ずれ防止

(d) ベルト部品は、クッション素材を取り付けた場合を含む価格とすること。

(e) 支持部カバーとは、支持部の表面を覆うもので、ビニールレザー、布地などの素材を用いたものであること。

なお、上肢支持部カバーは、支持部が上肢支え及び前腕・手部支えに分離しているものであっても、また、脱着式の加算は、支持部カバーが左右両側分であっても、一単位として取り扱うこと。

(f) 内張りとは、アームレストやテーブルの裏側に腕や膝が当たることによる怪我の防止を目的としたものであること。

(g) 体圧分散補助素材とは、低い反発力又は衝撃を吸収する機能を有するものであること。

(h) キャスターは、1個当たりの価格とし、屋内で使用される場合に用いられ

るものであること。なお、多機能キャスターとは、車輪の動き（方向と回転）を同時に固定できるものであること。

e 調節機構

- (a) 脱着・開閉機構は、その機能の固定・解除が確実に行える構造のものであり、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは加算することができないこと。
- (b) 完成用部品（支持部、継手部品、構造フレーム、アームレストに係るもの）が調節機構を有している場合は加算することができないこと。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

(参考) 座位保持装置の基本工作法から考えられる必要な設備等

座位保持装置の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察ならびにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認。	
(イ) 採寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録。	
(ウ) 採型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型。	採型器
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成。	
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型ならびに支持部の製作に必要な陰性モデルの製作、修正、表面の仕上げ。	
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工ならびに組立て。	
(キ) 仮合せ (中間適合検査)	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正。	
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等。	ミシン
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査。 ※ユーザに対する座位保持装置の取扱い方法の説明やメンテナンス、接触面の衛生管理等の指導。	
※ 関連業務	・ 製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・ 初期段階で、ユーザが座位保持装置を入手するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 座位保持装置の引渡し後も、定期的なチェック	

	を行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。	
--	---------------------------	--

- ※ 事務室、工作室が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積（例：6坪以上）があること。
- ※ 設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：ボール盤、ジグソー、エアコンプレッサー、電動ドリル、万力、ハンドリベッター、トルクレンチ、パイプカッター、ノギス、ウレタンカッター、ディスクグラインダー等）を備えていること。

第2 修理に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1 殻構造義肢

殻構造義肢の修理については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の103に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の基本価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	完成用部品の交換に係る基本価格に、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算した額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキのソケットの調整」に定める額をもって修理価格とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算すること。 2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。	

(1) ソケットの交換

a 基本価格及び複製価格

- (a) 基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含みソケット交換を行う場合の価格であること。
- (b) 複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。
- (c) 上記(a)又は(b)の工程により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、

当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができること。

b ソケットの価格

(a) ソケットの価格は、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。

(b) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。

(2) ソフトインサートの交換

a ソケット交換に付随する場合の価格とは、ソケット交換を行う時に付属的にソフトインサートを製作する場合の価格であること。

b 単独の場合の価格とは、ソフトインサート交換のみを行う場合であり、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。ただし、皮革、皮革・フェルトの材料を使用する場合には、陽性モデルを作らなくてもよいこと。

(3) 支持部の交換

a 支持部交換を行う場合は、ソケット交換、継手交換、アングルブロック交換、幹部交換、鉄脚交換、高さ修正及び長さ修正等の修理において支持部に手を加えることを余儀なくされる場合に、その修理箇所の支持部を加算することができること。

b 支持部交換に伴い、外装を新しく行う場合は、外装の価格を加算すること。ただし、残存の皮革を使用する場合は、外装を加えられないこと。

c 熱可塑性樹脂を用いる場合の価格は、セルロイドに準じて取り扱うこと。

d 幹部、鉄脚及び足部の交換については、第1の1の殻構造義肢に準じて取り扱うこと。

(4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

a 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換は、当該基本価格に購入基準の使用部品価格を加算すること。

b 修理項目の中で購入基準に掲げられていない修理については、当該基本価格をもって修理価格とすること。

c 金具部品交換の基本価格には、美錠等の金具部品の価格が含まれていること。

d 義足用股吊り交換の価格は、1本当たりのものであること。

e 軽便式・下腿義足常用普通用の懸垂用膝カフの交換については、PTB膝カフに準じて取り扱うこと。

(5) 外装の交換

a 新たに外装を行う場合にのみ加算すること。

b 足部の表革及び裏革の交換については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、職業上・生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要があると認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができること。

c リアルソックスを必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価

格に、「修理基準のオの外装」に定める額を加算すること。

(6) 完成用部品の交換

a アライメント調整を必要とするもの

- (a) アライメント調整を必要とするものとは、支持部に手を加えないと修理できない完成用部品の交換であること。
- (b) 前留金具部品交換は、全体の交換とし、支持部の価格を加算できないこと。
- (c) 溶接は、アライメント修正及び支持部修正を必要とする溶接であること。
- (d) 外装を必要とする修理は、外装の価格を加算することができること。

b アライメント調整を必要としないもの

- (a) アライメント調整を必要としないものとは、支持部、外装に手を加えることなく修理ができる完成用部品の交換であり、各パーツの小部品の交換とすること。ただし、ネジ類の交換は、部品交換として加算できないこと。
- (b) 溶接は、外装交換の有無にかかわらず支持部修正を必要としない溶接であること。
- (c) 吸着バルブの交換は、単独の場合とソケット交換に付随する場合とに区分され、単独の場合にのみ部品交換の基本価格を加算すること。
- (d) その他アライメント調整を必要とするもの以外の修理であること。

2 骨格構造義肢

骨格構造義肢の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100 分の 103 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、完成用部品の外装用部品を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる額に、2,500 円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBM ウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に「修理基準のキのソケットの調整」に定める額をもって修理価格とすること。

- (注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。
- 2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。
- 3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。

(1) ソケットの交換

a 基本価格及び複製価格

- (a) 基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含み、ソケット交換を行う場合の価格であること。
- (b) 複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。
- (c) 上記(a)又は(b)の工程により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができること。

b ソケットの価格

- (a) ソケットの価格は、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。
- (b) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。

(2) ソフトインサートの交換

- a ソケット交換に付随する場合の価格とは、ソケット交換を行う時に付属的にソフトインサートを製作する場合の価格であること。
- b 単独の場合の価格とは、ソフトインサート交換のみを行う場合であり、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。ただし、皮革、皮革・フェルトの材料を使用する場合には、陽性モデルの製作を省略することができること。

(3) 支持部の交換

支持部交換は、ソケット交換を行う場合にのみ加算すること。

(4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の取扱いについては、第1の1の殻構造義肢に準ずること。

(5) 外装の交換

- a フォームカバーの交換を行う場合にのみ加算すること。
- b リアルソックスを必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に、「修理基準のオの外装の交換」に定める額を加算すること。

(6) 完成用部品の交換

ストッキネット、吸着バルブ、エアパイロンポンプ等の交換及び断端袋の購入(交換を含む。)については、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。

3 装具

装具の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の103に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修 理 項 目			価 格
ア 継手及び支持部の交換			修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格に、「修理基準のアの継手及び支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。
イ 完成用部品の交換			修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。
ウ マジックバンドの交換			修理箇所ごとに25mm幅のもの及び50mm幅のものは「修理基準のウのマジックバンドの交換」に定める額とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。
エ 溶接			修理箇所ごとに「修理基準のエの溶接」に定める額とすること。
オ その他の交換・修理			
(7) 修理部位	下肢装具	足底革交換又は足底ゴム交換	修理項目ごとに「修理基準のエのその他の交換・修理の(7)の修理部位」に定める額とすること。
	靴型装具	本底交換	
		足底挿板交換	
		半張交換	
		踵交換	
		積上交換	
		底張かけ交換	
		ファスナー交換	
		細革交換	
	体幹装具	硬性コルセット 筋金交換 軟性コルセット 筋金交換	
(イ) (7)以外の部位			修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格とすること。
(注) 1 採型又は採寸を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。			
2 ア又はオ((イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。			
3 靴型装具は、右又は左の一侧を一単位とすること。			
4 本底交換の価格は、踵部品の価格を含むものであること。			
5 革底の細革交換は、革底の価格を加算すること。			

完成用部品の交換において、2つ一組の完成用部品を1つ用いる修理の場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。ただし、標準靴を除くものとする。

4 座位保持装置

座位保持装置の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100 分の 103 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目		価 格	
ア 支持部の交換		「購入基準のエの製作要素価格の(ア)の支持部」に掲げる価格に、「修理基準のアの支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整		寸 法 調 整	形 状 調 整
頭 部 上 腕 部 前腕・手部 体 幹 部 骨盤・大腿部 下 腿 部 足 部		修理項目ごとに「修理基準のイの支持部の調整」に定める額とすること。	
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換		修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の支持部の連結」に掲げる価格に、「修理基準のウの支持部の連結、連結角度調整用部品の交換」に定める額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換		購入基準の製作要素価格の構造フレームに掲げる基本価格に、「修理基準のエの構造フレームの交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。 車いす及び電動車いすとしての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車いす及び電動車いすの修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換		修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の付属品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換		修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格の調節機構」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックバンドの交換		25mm 幅のもの及び 50mm 幅のものは「修理基準のキのマジックバンドの交換」に定める額とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を 2 倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換		修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注) 採寸又は採型を必要とする修理については、「購入基準のウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。			

継手の交換において、2 つ一組の義肢・装具の完成用部品を 1 つ用いる場合は、「購入基準の殻構造義肢の完成用部品」、「購入基準の装具の完成用部品」に掲げる価格に対して $1/2$ を乗じた額をもって修理価格とすること。

第3 モジュラー方式車いすに関する取扱い

モジュラー方式の車いすを構成する部品は、別表「モジュラー方式車いすの構成」に掲げるものとする。

別表

モジュラー方式車いすの構成

名 称	構成内容	構 成 部 品
フレーム	サイドフレーム	サイドベースフレーム，サイド拡張フレーム（一体型も同じ）
	クロスフレーム	折りたたみフレーム（固定連結フレームも含む）
身体支持ユニット	バックサポート	バックサポート， バックサポートパイプ
	座	座布（座シートも同じ）
	アームサポート	アームサポート，アームサポート取付部品， サイドガード
	フットサポート	フットサポート（フットプレート（パイプ状 プレートも同じ），ステップポストを含む）， レッグサポート
大車輪	駆動輪	ハブ取付部品，ハブ，ハブ軸，スポーク，リ ム，タイヤ，チューブ，ハンドリム
キャスター	キャスター	キャスター（キャスターフォーク，キャスタ ーシステム，キャスター取付部品，キャスター ホイール，キャスタータイヤを含む）
ブレーキ	ブレーキ	ブレーキ，ブレーキ取付部品